

# 個人情報取扱細則

## 第 1 条 【目的】

さいたま市立植竹小学校 P T A（以下、「P T A」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

## 第 2 条 【責務】

P T A は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## 第 3 条 【管理者】

P T A における個人情報の管理者は、P T A 副会長とし、P T A 会長がこれを任命する。

2 管理者は、次の役割を担う。

- (1) P T A 活動における個人情報の収集
- (2) P T A 活動における個人情報の保管
- (3) P T A 活動における個人情報の取扱状況のチェックおよび取り扱いに関する改善施策の検討
- (4) P T A 役員に対する個人情報取り扱いに関する研修

## 第 4 条 【取扱者】

P T A における個人情報の取扱者は P T A 本部役員及び専門部会責任者・選考委員会責任者・P T A 管理者が認めた者とする。

2 取扱者は、個人情報の取り扱いを伴う P T A 活動の実施、およびその活動に必要な範囲における個人情報の保管の役割を担う。

## 第 5 条 【秘密保持義務】

個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第 6 条 【収集方法】

P T A は個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

## 第 7 条 【利用】

取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。

- (1) 会費集金、管理、P T A 活動名簿作成(保険事務)、その他の文書の配布
- (2) 会員名簿、委員会名簿、登校班名簿の作成・運用
- (3) P T A 行事等の出席名簿、選考委員会役員選出名簿

## 第 8 条 【利用目的による制限】

P T Aは、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条で特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 利用目的の変更が必要な場合には、利用目的を変更し、当該内容をP T A会員に対して通知または公表する。

## 第 9 条 【管理】

個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

## 第 10 条 【保管および持出し等】

個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティ管理を厳密に実施し、持出しについては、電子メールでの送信・デバイス本体に関しても暗号化やパスワードを施す等の管理を適切に行うこととする。

2 紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。管理者、取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。

## 第 11 条 【第三者提供の制限】

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

## 第 12 条 【第三者提供の際の確認等】

個人情報を第三者に提供したときは、事項について記録を作成し、保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 提供する対象者の同意を得ている旨

## 第 13 条 【第三者提供を受ける際の確認等】

第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

#### 第 14 条 【有効期間】

P T A が公表した個人情報の利用目的について、会員から異議申し立てがない場合、当該 P T A 会員がさいたま市立植竹小学校在学期間中の期間に渡り同意をしたものとして取り扱う。

#### 第 15 条 【情報開示等】

P T A は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

#### 第 16 条 【漏洩時等の対応】

個人情報を漏洩等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者である P T A 副会長及び P T A 会長に報告しなければならない。

#### 第 17 条 【研修】

P T A は P T A 役員に対して、定期的に個人情報の取扱に関する留意事項について研修を実施するものとする。

#### 第 18 条 【苦情の処理】

P T A は個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

#### 第 19 条 【付則】

この細則の改正は企画委員会で決定することができる。

本細則は、平成 30 年 2 月 1 日より実施する。